



Title	若者支援におけるユースセンターの可能性に関する一考察：兵庫県尼崎市の取り組みを事例に
Author(s)	段畑，実生
Citation	共生学ジャーナル. 2024, 8, p. 200-216
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/94960
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

若者支援におけるユースセンターの可能性に関する一考察

—兵庫県尼崎市の取り組みを事例に—

段畑 実生*

論文要旨

若者支援では、困難を抱える若者を対象とするターゲット・サービスにとどまらず、すべての若者を対象とするユニバーサル・サービスへの関心が高まっている。本研究は、ユニバーサル・サービスを展開するユースセンターに着目し、若者支援における特徴と可能性を検討することを目的とした。子ども・若者施策を推進する兵庫県尼崎市の取り組みを事例に、文献調査および職員へのヒアリング調査を行った。調査の結果、ユースセンターでは、課題として顕在化する前の若者の「生きづらさ」を拾い上げていることが明らかとなった。これに対し、ユースセンターでは、必要に応じて専門職や関係機関に繋ぎ、連携を図っている。さらに、多様な活動を通して、本人を取り巻く関係性や経験を豊かにすることでエンパワメントを促している。以上より、ユースセンターは、リスクの早期発見・対応を可能にする、また、福祉と教育を横断したアプローチにより、若者のエンパワメントを促進する可能性を有していることが考察された。

キーワード

若者支援、ユースセンター、ユニバーサル・サービス、リスクの早期発見・対応、福祉と教育の横断

* 大阪大学大学院人間科学研究科 博士後期課程；u718080h@ecs.osaka-u.ac.jp

1. はじめに

1.1 研究背景

現在、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、貧困等の若者を取り巻く様々な課題が顕在化している。その背景に、日本では若者世代への「人生前半の社会保障」(広井 2006)が不足していることがある⁽¹⁾。戦後の日本社会では、多くの若者が、家庭・学校・企業の三者に囲い込まれて成長を遂げる「戦後型青年期」の体制がつくられ、若者への支援が公的な課題として浮上してこなかった(南出・乾 2023)。

政府は 2000 年代に入り、就労支援を中心とする若者施策を展開するも、支援の現場では、若者の抱える困難が複合的、かつ人生の早い段階から生じていることが認識されるようになった。例えば、厚生労働省の就労支援事業である「地域若者サポートステーション」への来所者は、家庭や学校での負の経験や、不安定な心身状態を有する傾向にある(宮本 2015)。すなわち、人生前半期に生じる困難は、その後の社会的排除を助長する可能性がある。社会的排除を予防するためにも、リスクの早期発見・対応が求められる。

こうした中、若者支援では、ターゲット・サービスにとどまらず、ユニバーサル・サービスへの関心が高まっている。平塚(2012)の整理を参考にとすると、ターゲット・サービスとは、困難を抱える若者を対象に、教育・訓練を通じた社会的包摂を目指し、ガイダンス等の個別的な支援を提供するアプローチを指す。一方、ユニバーサル・サービスとは、すべての若者を対象に、包括的な社会参加を目指し、共同体での学びの機会を提供するアプローチを指す。日本の政策レベルでは前者が中心とされてきたが、現場レベルでは後者の意義が見出されつつある(南出 2015)。また、研究においても、生田(2021)や平塚ら(2023)は、ユニバーサル・サービスを基盤とした上で、ターゲット・サービスを展開する必要性を唱えている。

そこで本研究は、ユニバーサル・サービスを展開するユースセンターに着目する。ユースセンターとは、簡略に述べると、すべての若者に開かれた余暇活動施設であり、若者の成長を支援するユースワークの考え方に基づく実践を行っている(第 2.3 節参照)。欧州を中心に発展し、日本でもユニバーサル・サービスへの関心の高まりと共に、若者支援の新たなアプローチと

して広がりつつある。なお、現在日本では「ユースセンター」に関する制度的な枠組みは整備されていない。運営形態としては、自治体が民間団体に事業委託し、設置する公設民営の形態が多い（第 2.2 節参照）。その他には、寄付金や事業収入により、民間団体が独自に運営する民設民営のユースセンターも存在する。

国内の先行研究では、ユースセンターやユースワークの意義について、若者の居場所や参加の機会の保障という教育的な観点から論じられている研究が多い（大津 2023、田中・萩原 2012、平塚ら 2023 等）。本研究ではその意義を踏まえた上で、リスクの早期発見・対応といった福祉的な観点からもユースセンターの可能性を検討する。また、国内におけるユースセンターの数は未だ少なく、認識が十分に広がっているとは言い難い。既存のユースセンターの設立背景や取り組みを紹介することは、今後の日本におけるユースセンターの発展にも寄与すると考える。

1.2 研究目的・方法

本研究の目的は、若者支援におけるユースセンターの特徴と可能性を検討することである。具体的には、子ども・若者施策を推進する兵庫県尼崎市の尼崎市立ユース交流センター（以下ユース交流センター）の取り組みを事例とする。

研究方法は、文献調査および職員へのヒアリング調査である。文献調査に際しては、ユース交流センターの報告書や職員からの提供資料（ユースワークに関する研修等で使用されている資料）、および尼崎市が公開している子ども・若者施策や同センターに関する資料等を参考とした。ヒアリング調査は、ユース交流センターの職員 X 氏 1 名に、同センターの取り組みや特徴等について聞き取りを行った（2023 年 9 月 1 日実施）。ヒアリングに際しては、調査の目的や内容について口頭で説明し、同意書を用いて同意を得た。また、本稿の公表にあたっては、ユース交流センターの代表および尼崎市の担当者に一部内容を確認してもらい、了承を得た。なお、本調査については、大阪大学人間科学研究科社会・人間系研究倫理委員会へ審査を申請し、受理された（申請番号 2021032）。

本稿の構成は次の通りである。まず、ユース交流センター設立の経緯と取り組みをまとめ、その特徴を示す。次に、同センターにおける相談・関係機

関との連携の側面に着目し、職員に対して行ったヒアリング調査の結果を示す。最後に、全体の議論を踏まえ、若者支援におけるユースセンターの特徴と可能性について若干の考察を述べる。

なお、本稿は若者支援の文脈で論じるため、基本的に「若者」の表記を使用するが、引用する資料等において「青少年」と表記されている場合は、これに従う。

2. ユース交流センターについて

本節では、調査対象であるユース交流センターの設立の背景と経緯、運営形態、取り組みの内容をまとめ、その特徴を示す。

2.1 設立の背景と経緯

2.1.1 子ども・若者を取り巻く状況と施策の展開

尼崎市は兵庫県の南東部に位置する、人口約45万人の中核市である。南部には工業地域、中央部には商業地域、北部には住宅地が広がっている。

尼崎市は、子ども・若者施策を積極的に推進してきたが、その背景には子ども・若者を取り巻く状況がある。これについて、同市が2017年に公開した資料によると、まず、世帯状況としては、ひとり親世帯が2010年時点で17.6%であり、全国と比べて約2%高い(尼崎市2017)。児童生徒の状況としては、小・中学校における就学援助認定者の割合が、2013年時点で25.9%であり、全国と比べて約10%高い(同上)。また、発達障がい等により教育的支援を必要とする児童生徒は、中学校で増加傾向にあり、2011年から2015年にかけて約2倍に増加した(同上)。

さらに、尼崎市において特に課題とされてきたのが、虐待と不登校である。児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、2011年から2015年にかけて約3.5倍に急増した(同上)。虐待相談の種別では、ネグレクトの割合が2015年時点で41.9%と最も多く、全国と比べて18.2%高い(同上)。また、不登校児童の出現率は2015年時点で、小・中学校ともに全国と比べて約1.4倍高い(同上)。

こうした状況を受け、尼崎市は2009年に子ども・若者施策の基盤となる

「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定した（尼崎市 2023a）。同条約に基づく推進計画として、「次世代育成支援推進行動計画」を策定し、子ども・若者施策の総合的な推進を図ってきた（同上）。また同時に、「子どもの育ちを支える仕組み」として、子どもコミュニティソーシャルワーカーの配置等を行う「地域社会の子育て機能向上支援事業」と、スクールソーシャルワーカーの配置等を行う「スクールソーシャルワーク推進事業」を新設した（同上）。

2.1.2 設立の経緯

前述の子ども・若者施策の流れに加え、尼崎市は旧聖トマス大学の敷地と施設の譲渡（一部購入）を受け、市民の学びと育ちを総合的に支える拠点「あまがさき・ひと咲きプラザ」として活用することにした。そこで2017年に、これまでの施策において十分に対応できていなかった部分を含め、「尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について」の検討がなされた。この報告書より、ユース交流センターの設立に至る主な背景として、次の2点が挙げられる。

1点目は、青少年センターの老朽化と利用者の偏りである。これまでの青少年施策では、1974年に開館した青少年センターが拠点を担ってきたが、老朽化が進んでいた（尼崎市 2017）。また、元々は勤労学生の支援を目的としていたが、その人数の減少に伴い、同センターの近隣に住む小学生が主な利用者となっていた（同上）。その他にも、地域で行われている居場所づくり等の事業は、小学生を対象としたものが多く、中高生を対象としたものは少ない現状にあった（同上）。

2点目は、課題を抱える青少年への対応である。これまでの青少年施策は健全育成事業が中心であり、課題を抱える青少年を支援する事業は十分に実施されてこなかった（同上）。しかし、前述のような子ども・若者を取り巻く状況を受け、不登校への対応、さらに、これまで実態があまり把握されてこなかった、中学卒業後に進学・就職をしていない者、高校中退者、ひきこもりの青少年への対応が必要とされるようになった（同上）。

これらを踏まえ、「あまがさき・ひと咲きプラザ」内に新たな青少年施策の拠点として2019年に設立されたのが、ユース交流センターである。中高生を主な対象とし、居場所や活動の機会を提供すると共に、課題を抱える青

少年に対しても、相談の実施や関係機関との連携を図り、サポートすることが目指された。

また、ユース交流センターと同時に構想・設立されたのが、子どもの育ち支援センター（通称いくしあ）である。子どもの育ち支援センターでは、困難を抱える子どもや子育て家庭に対する、総合的な相談・支援を行っている。2023年度より始まった第6次尼崎市総合計画（まちづくり基本計画）においても、ユース交流センターと子どもの育ち支援センターの2つが、子ども・子育て支援施策の拠点として位置付けられている（尼崎市 2023b）。

その他にも、「あまがさき・ひと咲きプラザ」内には、教育総合センター（教育委員会）や尼崎こども家庭センター（児童相談所）等があり、各機関が連携を図りながら、包括的な支援体制を構築することが目指されている。

2.2 運営形態

ユース交流センターは、指定管理者制度⁽²⁾に基づく公設民営の施設である。尼崎市こども青少年局（こども青少年部・こども青少年課）の管轄の下、指定管理者として認定された「尼崎ユースコンソーシアム」⁽³⁾が運営にあっている。委託期間は、開館時の2019年10月1日から2024年3月31日までであり、5年毎に指定管理者の募集が行われる。

「尼崎ユースコンソーシアム」は、関西圏を中心に青少年向けの健全育成支援活動を行う4つの民間団体から成る共同事業体である。以下、職員X氏へのヒアリングより得た情報をもとに、各団体の概要を示す。

主たる運営は、特定非営利法人ブレーンヒューマニティーと、特定非営利活動法人こうべユースネットの2団体が担っている。ブレーンヒューマニティーは、阪神・淡路大震災で被災した子ども達の支援からはじまり、西宮市を拠点に、不登校支援や野外活動等を行っている。また、同団体は大学生が主体となって運営する形態をとっており、ユース交流センターにおける若者の参画を促進する上でも、そのノウハウを活かしている。こうべユースネットは、神戸を代表する16の青少年団体が中核となり設立され、神戸市を拠点に居場所づくりや野外活動等を行っている。また、同団体は青少年施設の貸し館運営の経験を有し、これを活かしてユース交流センターの運営・管理にあっている。

その他には、特定非営利活動法人み・らいず2と、一般社団法人ポノポノ

プレイスの2団体が所属している。み・らいず2は、大阪府を拠点に、不登校や障がいのある子ども達への支援を行っている。同団体は、福祉的ニーズのある若者へのアプローチ等を助言するアドバイザーとして携わっており、ユース交流センターと随時連絡をとりながら、定期的にケース会議を行っている。ポノポノプレイスは、尼崎市を拠点に子ども食堂等の居場所づくりを行っている。同団体は、地域のネットワークを活かして、ユース交流センターがイベントを行う際の周知やサポートにあたっている。

以上のように、異なる特徴をもつ4つの民間団体が、それぞれの強みを活かし、連携を図りながらユース交流センターの運営にあたっている。

2.3 取り組みの内容

ユース交流センターは、青少年学習室や図書コーナー等がある学びの拠点「アマブラリ」と、オープンラウンジ、ホール、音楽スタジオ等がある活動の拠点「あまぼーと」の2つの施設で構成されている。開館時間は、火曜日から土曜日は午前9時から午後9時まで、日曜日・祝日は午前9時から午後5時までである。対象は主に中高生であるが、基本的には誰でも来館することができる。また、年齢や人数等の条件を満たせば、ホール、音楽スタジオ、会議室等も原則無料で利用できる。2022年度の来館者数は34,075人（うち中高生22,531人）であり、1日平均して約70人の中高生が来館している（職員からの提供資料より）。

ユース交流センターの目的は、「青少年の健全な育成及び福祉の増進」であり、「ユースワークの視点に立った、市内の青少年の居場所づくり事業の拡充に取り組み、様々な交流活動を通じて青少年の成長を支援する拠点施設」を目指している（職員からの提供資料より）。ユースワークの定義は様々な定義があるが、イギリスの全国青少年機関（National Youth Agency）の定義をもとに、ユース交流センターで参照されている定義は、以下の通りである。

ユースワークは、若者が、楽しみ、挑戦、学習および達成を統合した非公式の教育的活動を通して、自分自身、他者および社会について学ぶことを援助する。ユースワークは、さまざまな形式のすべてにおいて、すなわち、知的、身体的、感情的および精神的なすべての形式において、若者の幸福（wellbeing）と成長を提供する。（尼崎市立ユース交流センター 2022: 1、下線部筆者加筆）

このように、ユースワークでは、学校等におけるフォーマルな学びではなく、インフォーマルな活動を通して、若者の幸福と成長を包括的にサポートすることが目指されている。この考え方が実際の取り組みにどのように反映されているのか、ユース交流センターの主な取り組みについて紹介する。なお、以下に示す居場所づくり、若者の参画を促進する仕組みづくり、地域づくりの3つの区分は、仕様書等の資料の内容をもとに、筆者が便宜的に分類したものである。

2.3.1 居場所づくり

居場所づくりは、あらゆる取り組みの基盤となる若者との関係性づくりの上で重要な位置付けにある。日常的な風景としては、「あまぽーと」のオープンラウンジに若者がやって来て、ゲームをしたり、漫画を読んだり、楽器を弾いたり、勉強をしたりと、思い思いに過ごす(図1参照)。また、大学生スタッフを含む職員が2名以上常駐し、若者を見守りながら、一緒にゲームや会話等をして交流を図っている。



図1 オープンラウンジの様子(職員提供)

こうした日々の関わりの中で、若者から悩みが聞かれた場合、職員は寄り添いながら、一緒に解決策を考えていく。また、ケースを検討し、必要に応じて専門職や関係機関と連携を図りながら、サポートを行っている(第3節にて詳述)。

また、ユース交流センターでは「やりたいをやるう」をコンセプトに掲げている。悩みだけではなく、若者から何かを「やりたい」という想いが聞かれた場合には、その実現に向けて職員がサポートしていく（図2参照）。

さらに、月に数回、プロの講師を招いたギター講座やイラスト講座、大学生に勉強や進路について相談できるスタディ・イベント等を開催している。このように、若者が多様な出会いや経験を通して、「やりたい」を見つけ、それを発展させる機会を作っている。



図2 若者の「やりたい」を掲示するリスト（筆者撮影）

2.3.2 若者の参画を促進する仕組みづくり

ユース交流センターでは、若者の参画を促進する仕組みづくりにも積極的に取り組んでいる。例えば、有志による「ユース運営委員会」が結成されており、「ユース交流センターをより良い施設にするには？」をテーマに隔週でミーティングを行い、イベントの企画や施設の改善案等について検討している。

また、ユース交流センターの内外でより広範囲に活動するユースカウンスル事業「Up to You」がある。これは、若者が身の回りで感じている課題やその解決策を尼崎市に提案するプログラムである。1年間を通して、各自がテーマを決め、その実現に向けて行動し、市に発表・提案するという流れになっている。これまでには、校則の見直しや、市に常設のスケートパークを作ることを目指すプロジェクト等が行われてきた。

2.3.3 地域づくり

以上の取り組みは、主にユース交流センターを拠点に行われているが、地域全体でもユースワークを推進するため、サテライト事業を行っている。ユース交流センターの職員が、市内の6地区に訪問し、各地域課の職員や地域団体と共に、居場所づくりやイベントを企画している。また、ユースワークに関する研修も実施している。

以上のような様々な取り組みを展開し、2023年10月で開館4年目を迎えたユース交流センターであるが、開館時からの若者の変化について職員 X氏は以下のように述べる。

(ユース交流センターには) 色んな人が来てて、色んな活動がそこでやられているっていうのがあるので、悩みがあったらその解決に向けて一緒に頑張ろう、音楽が好きなら一緒にイベントやろうってなったり、プロジェクト型のユースカウンスルと一緒に活動していこうっていう中で、まだまだではあるけど、言ったらちょっと聞いてもらえとか、言ったらちょっと変わるかもしれないみたいな、期待感みたいなものは、4年前に比べると上がっていると思います。

一方、今後の課題としては、同センターの職員だけでは関わることできる若者の人数に限りがあるため、地域全体にユースワークの認知と取り組みをどのように広げていくか、という点を挙げた。具体的には、教育に関心のある人や市と共に活動する団体とはネットワークが築かれつつある一方で、特に一保護者や地域の離れた場所で活動する人・団体とどのように繋がっていくか、という点が課題であるとした。

2.4 小括

以上、本節ではユース交流センターの概要をまとめた。尼崎市は、虐待や不登校の増加といった子ども・若者を取り巻く状況を受け、「尼崎市子どもの育ち支援条例」の制定をはじめ、様々な子ども・若者施策を推進してきた。その中でユース交流センターは、旧青少年センターで行われてきた青少年健全育成事業を引き継ぎながら、同時に課題を抱える青少年に対しても相談や関係機関との連携を図る、新たな青少年施策の拠点として設立された。

運営形態は、指定管理者制度に基づく公設民営の形態である。異なる特徴

をもつ4つの民間団体が、それぞれの強みを活かし、連携を図りながらユース交流センターの運営にあたっている。

また、ユース交流センターは、インフォーマルな活動を通して、若者の幸福と成長を包括的にサポートするユースワークの考え方にに基づき、居場所づくり、若者の参画を促進する仕組みづくり、地域づくり等の幅広い取り組みを行っている。これらの取り組みは個別ではなく、あくまでも若者一人ひとりの想いを出発点として、有機的に展開されている。

3. 相談・関係機関との連携について

ここまで述べてきたように、ユースセンターはすべての若者に開かれたユニバーサルな場であり、困難を抱える若者のみが利用しているわけではない。一方、ユニバーサルな場であるからこそ、多様な若者が訪れ、中には福祉的ニーズをもつ者も一定数存在しているという(職員X氏ヒアリング)。そこで本節では、様々な取り組みの中でも、特に相談・関係機関との連携の側面に着目し、ユース交流センターの職員に対して行ったヒアリング調査の結果を示す。

2020年度のユース交流センターにおける、若者や関係機関からの相談件数は約300件であった(尼崎市立ユース交流センター2020)。内容は、家庭での悩み(虐待、ネグレクト、家にいたくない、経済的な問題)、学校での悩み(いじめ、先生とのトラブル、不登校)、友人関係での悩み(コミュニケーション、恋愛、距離感)、自分自身についての悩み(セクシュアリティに関すること、将来への不安、生きる意味、自分の活動場所がない)等であった(同上)。

特に若者からよく聞かれる相談内容について職員X氏に尋ねると、家庭や学校に関することがあるという。また、虐待や不登校等の課題として顕在化している悩みだけではなく、家族との関係性が難しい、学校に行きづらいといった、課題として顕在化する前の段階の悩みも多いという。

今「不登校」とか、学校行かなくなるとか、すごい名前がついているものは、相談窓口も行政として作っているし、専門家の先生に相談することもできるし、(中略)そこを活用している人もいる一方で、ちょっとこう、家にいる

のしんどいな、でもまったくおれへんわけでもないしとか、不登校までは行かないけど、たまに学校行きたくない日があるよねとか、そういうモヤモヤ感みたいなのところ、多くなっている気がしています。

また、本人でも気がつきにくい悩みとして、ヤングケアラーのケースを挙げた。

本人が（ヤングケアラーと）自認していなくて、でも兄弟多いとか、しんどいみたいな、自分は他の子と違うよね、みたいなのところで悩んでいるけど、本人からすると相談することじゃない。家族のことだから当然、兄弟多いから、自分が年上だから面倒見ないといけないって思っているし、おばあちゃんと一緒に住んでいて、おばあちゃんが認知症になってきているけど、それはやっぱ自分がみなあかんみたいな。

こうした悩みに対して、職員は「そういうことも全然話していいよとか、それもしんどいよね」という姿勢で関わるようにしている。これによって、若者の中で徐々に「これって話してもいいんだとか、相談してもいいんだ」と変化が生じることがあるという。さらに、職員と若者の関係性について職員 X 氏は、以下のように述べる。

（ユース交流センターでは）どっちかという、あんまり先生と生徒の関係性とか、親と子どもとか、相談する人としない人っていう関係性があるわけじゃないので、ちょっといつも遊んでくれる人とか、話しやすい人ぐらいただと、色んな話とか、「これ言ってもいいのかな？」っていうこととかも、話せるようになるのかなと思います。

こうした関係性の中で、若者から悩みが聞かれた場合、職員は寄り添いながら、共に解決策を考えていく。また、前述のように、み・らいず2と随時連絡をとりながら、定期的にケース会議を行っている。さらに、ケースを検討し、必要に応じてスクールソーシャルワーカー・ケースワーカー・ひきこもり支援相談員等の専門職や、子どもの育ち支援センター・民間の児童養護施設等の関係機関に繋ぎ、ケース会議を開く等して連携を図っている。また、専門職や関係機関の側から若者を紹介されるケースも増えており、関係者の間で徐々にユースセンターの認知が広がりつつあるという。

4. 若者支援におけるユースセンターの特徴と可能性

本節では全体の内容を踏まえ、若者支援におけるユースセンターの特徴と可能性について、「リスクの発見」と「リスクへの対応」の2つの段階に分けて、若干の考察を述べる。

4.1 リスクの発見：若者の「生きづらさ」を拾い上げる

職員へのヒアリングより、ユースセンターでは、課題として顕在化している悩みだけではなく、家族との関係が難しい、学校に行きづらいといった、課題として顕在化する前の段階の悩みや、本人でも自覚していない悩みを拾い上げていることが明らかとなった。こうした名前のない「生きづらさ」は、ターゲット・サービス、すなわち、課題ごとに設定される縦割りの制度や、本人からの申し出がなければ支援が始まらない申請主義では捉えきれないものである。しかし、第1節で述べたように、人生前半期に生じる困難は、その後の社会的排除を助長する可能性がある。社会的排除を予防するためにも、「生きづらさ」の段階で拾い上げ、リスクの早期発見・対応に繋げることが重要となる。それでは、なぜユースセンターでは若者の「生きづらさ」を拾い上げることができるのか、その理由として次の2点が考えられる。

1点目は、ユニバーサル・サービスである。ユースセンターはすべての若者に開かれたユニバーサルな場であり、かつ、訪れる目的も本人たちに委ねられている。そのため、必ずしも相談だけではなく、趣味の活動やイベントをきっかけに来る者も多い。その中で職員は、困っている/いないにかかわらず、多様な若者と出会い、関係性を築くことができる。これにより、本人が困った「時」にはいつでも相談できる環境が生み出されている。

2点目は、若者と職員のインフォーマルな関係性である。ユースセンターの職員は、親や学校の先生ではない、第三の大人としての関わりをもつ。これは、職員X氏が述べるように、相談する/されるという上下の関係ではなく、「ちょっといつも遊んでくれる人」や「話しやすい人」というインフォーマルな関係性である。また、職員は相談内容について評価を下すのではなく、「それもしんどいよね」と受け入れ、共に解決策を考えるという姿勢を

とっている。こうしたインフォーマルな関係性だからこそ、日々の関わりや会話の中で、若者から悩みが自然とこぼされていく。

4.2 リスクへの対応：福祉と教育を横断したアプローチ

第3節で示したように、職員は若者の「生きづらさ」を拾い上げると、それに寄り添いながらケースを検討し、必要に応じて専門職や関係機関に繋ぎ、連携を図っている。また、前述のように、専門職や関係機関の側から若者を紹介されるケースも増えていることから、連携の拠点としてのユースセンターの可能性が見出せる。

さらに、若者の「生きづらさ」へのアプローチに関して、ユースセンターの特徴を示すため、2021年度の年次報告書に記載されている高校生Yさんの語りを紹介する。Yさんは幼い頃から演劇に取り組んでいたが、中学校で友人との時間が増えると、練習をサボるようになった。それを親に指摘され、演劇を辞めることとなる。Yさんは、芸能活動を志していたため、すべてのことに意味を見いだせなくなり、家にひきこもるようになった。その後、他県で育ったYさんは、親の都合で兵庫県に引っ越してくることになるが、以降も不登校の状態が続いたという。当時について、「友達もいないし、家庭環境も嫌になってきて、しんどくて、あの頃は本当に底辺だったと思います」と話している。

そうした中、スクールソーシャルワーカーに「劇の練習ができるよ」とユース交流センターを紹介され、訪れるようになる。その後、職員から勉強のサポートを受けながら、高校進学を果たした。さらに、職員の働きかけにより、同センターの様々な活動にも徐々に参加するようになる。これに関して、Yさんは以下のように語っている。

イベントに参加する中で、同年代や色々な人と関わるようになりました。久しぶりに劇もやりました。ユース交流センターは、自分みたいな人の話も聴いてくれて、家とか恋愛のこととか、ふざけた話も真剣な話もできます。いろんな人と出会って、場所を知って、今では他の場所でも活動できるようになりました。そんな出会いを私にくれた場所です。（尼崎市立ユース交流センター 2021: 7、下線部筆者加筆）

第2節で示したように、ユース交流センターでは幅広い取り組みが展開

されている。職員は若者の悩みに寄り添いながら、本人のニーズに合わせてイベントやプログラムへの参加を提案することもある。若者はこれらに参加する中で、同世代や多世代の人々との繋がりを広げ、多様な経験を積んでいく。また、同センターでは、若者の「やりたい」という想いを大切にしている。Yさんのように演劇をやりたいといった、自身の中にある「やりたい」を実現していくプロセスは、自信や自己肯定感を育むことに繋がるであろう。こうした取り組みは、必ずしも悩みや課題そのものに直接働きかけているわけではないが、多様な活動を通して本人を取り巻く関係性や経験を豊かにすることで、エンパワメントを促している。これは、インフォーマルな活動を通して、若者の幸福と成長を包括的にサポートするというユースワークの価値観を体現していると言える。

こうしたアプローチに関して、松井（2009）の整理がわかりやすい。「ユースワークは成長を目的とする社会教育の活動である。同時に社会包摂と福祉（wellbeing）を目指す社会福祉の活動でもある。すなわち、教育や福祉といった枠組みを越えて、若者に対する総合的な支援を行うものである」（松井 2009: 4）。このように、ユースセンターは、福祉と教育を横断したアプローチを特徴とし、これにより、若者のエンパワメントを促進する可能性を有している。

5. おわりに

本研究は、兵庫県尼崎市の尼崎市立ユース交流センターを事例に、若者支援におけるユースセンターの特徴と可能性を検討することを目的とした。

職員へのヒアリング調査の結果、ユースセンターでは、課題として顕在化する前の若者の「生きづらさ」を拾い上げていることが明らかとなった。これは、従来のターゲット・サービスや申請主義では捉えきれないものであるが、社会的排除を予防するためにも、「生きづらさ」の段階で拾い上げ、リスクの早期発見・対応に繋げることが重要となる。この点において、ユースセンターでは、ユニバーサルな場であるがゆえに、多様な若者と関係性を築くことができること、また、若者と職員がインフォーマルな関係性であることにより、相談のしやすい環境が生み出されている。

そして、職員は若者の「生きづらさ」を拾い上げると、ケースを検討し、必要に応じて専門職や関係機関に繋ぎ、連携を図っている。さらに、悩みや課題に直接働きかけるだけではなく、多様な活動を通して、本人を取り巻く関係性や経験を豊かにすることで、エンパワメントを促している。

以上より、ユースセンターは、若者の「生きづらさ」を拾い上げることで、リスクの早期発見・対応を可能にする、さらには、福祉と教育を横断したアプローチにより、若者のエンパワメントを促進する可能性を有していることが考察された。

今回の調査は、職員1名へのヒアリングにとどまり、本稿で述べたユースセンターの特徴や可能性について深く掘り下げて考察するには至らなかった。また、全国的に見ると、ユースセンターによって取り組みは様々であり、ユース交流センターの一事例を、全体の特徴として一般化するには限界がある。これらの点については今後の課題としたい。

最後に、ユースセンターが広く普及している北欧諸国では、公的なユニバーサル・サービスが社会的排除に抗する手段として位置付けられている (Siurala 2007)。若者施策においては、すべての若者がアクセスできる充実した余暇活動、若者に必要な情報、若者団体への支援の3つを提供することがこれに該当し、社会的排除の予防という観点からも重視されている (同上)。すなわち、ユースセンターに代表されるユニバーサル・サービスを、すべての若者に保障することが、若者世代への社会保障の一環として捉えられている。日本におけるユースセンターの発展は、これまで欠如してきた「人生前半の社会保障」(広井 2006)を見直す契機ともなり得るのではないだろうか。

注

- (1) 広井 (2006) が、人生前半期に関係する、障がい関係、家族関係、積極的労働市場政策、失業、住宅分野への社会保障給付費、および教育費の公的支出について国際比較を行った結果、日本はスウェーデン、フランス、ドイツ、イギリスと比べて「人生前半の社会保障」の割合が低いことが明らかとなった。
- (2) 指定管理者制度とは、「住民の福祉の増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民のサービスの質を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため」(総務省 2010)に設けられた制度である。
- (3) 運営団体については、2023年10月執筆時点での状況である。

参考文献

- 尼崎市 2017『尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について』。
- 尼崎市 2023a「尼崎市子どもの育ち支援条例について」
https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_kangae/kodomo_sesaku/046kodomojour_ei/046joureigaiyou.html (2023/8/30 アクセス)
- 尼崎市 2023b『まちづくり基本計画』。
- 尼崎市立ユース交流センター 2020『子ども・若者に関わる施設・団体の2020年(度)を振り返る～「あれから」と「これから」をつなぐシンポジウム(4)』。
- 尼崎市立ユース交流センター 2021『年次報告書2021』。
- 尼崎市立ユース交流センター 2022『年次報告書2022』。
- 生田 周二 2021『子ども・若者支援のパラダイム・デザイン——“第三の領域”と専門性の構築に向けて』かもがわ出版。
- 大津 恵実 2023「ユースセンターの居場所づくり——札幌 Youth+の実践から」横井 敏郎編『子ども・若者の居場所と貧困支援——学習支援・学校内カフェ・ユースワーク等での取組』pp.142-158、学事出版。
- 総務省 2010『指定管理者制度の運用について』。
- 田中 治彦・萩原 健次郎編 2012『若者の居場所と参加——ユースワークが築く新たな社会』東洋館出版社。
- 広井 良典 2006『持続可能な福祉社会——「もうひとつの日本」の構想』ちくま新書。
- 平塚 眞樹 2012「子ども・若者支援の政策と課題」田中 治彦・萩原 健次郎編『若者の居場所と参加——ユースワークが築く新たな社会』pp.52-69、東洋館出版社。
- 平塚 眞樹編・若者支援とユースワーク研究会著 2023『ユースワークとしての若者支援——場をつくる・場を描く』大月書店。
- 松井 裕次郎 2009「ユースワークと若者自立支援——青少年総合対策推進法案と今後の課題」『調査と情報』642: 1-11、国立国会図書館。
- 南出 吉祥 2015「若者支援政策の変遷とその課題」『総合社会福祉研究』45: 24-31。
- 南出 吉祥・乾 明夫 2023「日本の若者支援をとりまく状況」平塚 眞樹編・若者支援とユースワーク研究会著『ユースワークとしての若者支援——場をつくる・場を描く』pp.10-25、大月書店。
- 宮本 みち子 2015「若者無業者と地域若者サポートステーション事業」『社会保障研究』51(1): 18-28、国立社会保障・人口問題研究所。
- Siurala, Lasse. 2007. A European framework for youth policy: What is necessary and what has already been done? *In Diskurs Kindheits- und Jugendforschung* 2, 4: 377-390.